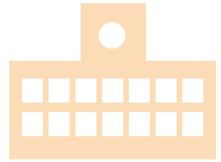


4 信頼される学校づくり

1 子どもたちの安全・安心の確保



基本的な考え方

○ 安全・安心な学校づくりの必要性

近年、交通事故はもとより、子どもが被害者となる犯罪事件の発生、地震や局地的大雨等の自然災害の脅威、新興感染症や虐待、個人情報流出といった新しいリスクの顕在化など、子どもたちを取り巻くリスクが多様化しつつあります。

このため、子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場である学校が、家庭・地域との連携を深めながら、安全・安心な教育環境を確保するとともに、安全に必要な知識、危険予測・回避能力等を子どもたちに育んでいくことが求められています。

○ 子どもたちの安全・安心の確保に向けた社会全体の協働

子どもたちの安全・安心の確保に向けては、さまざまなリスクに対応し、災害に強く、犯罪の起きにくいまちづくりを進めるため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にして、CSR（企業の社会的責任）に基づく行動を企業に求めることも含め、社会全体で協働していく方向を目指します。

○ 学校における危機管理の推進

安全・安心な教育環境を確保するには、危機の未然防止にかかる「事前の危機管理」、危機発生時の適切な対応にかかる「発生時の危機管理」、危機が収まった後の対応や再発防止等にかかる「事後の危機管理」の三段階の危機管理が必要となります。

教育委員会および各学校において、平常時から、子どもたちを取り巻くあらゆるリスクを想定し、家庭・地域とも連携した安全対策の確立と教職員の危機管理意識・危機管理能力の一層の向上を図るとともに、危機が発生した際には、速やかに情報を収集・整理し、組織全体で共有の上、被害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行っていきます。また、危機発生時の経験や教訓を共有・蓄積することにより、再発防止やより適切な対策につなげます。

○ 学校施設の安全性の確保

学校施設の安全性の確保については、耐震化の課題に最優先で対応するとともに、老朽化対策や安全点検を確実に実施します。

○ 学校内における事故等の未然防止

学校内の事故等を未然に防ぐため、子どもたちが想定外の行動を取ることも念頭に置いた上で、校内のあらゆるリスクを洗い出し、その危険性について、子どもたちに周知徹底します。リスクが高いと予測される場所には看板を立てる等の対応により、リスクを顕在化させ、子どもたちの意識を高めます。

○ 学校防災の推進

三重県は、過去に昭和東南海地震や伊勢湾台風等による大きな被害を受けています。近年、東海地震、東南海地震、南海地震の連動発生や局地的大雨等の増加による災害の発生が危惧されており、学校防災について、子どもたちへの教育、環境整備の両面から、一層の推進を図っていきます。

○ 学校における安全教育の充実

防犯教育、防災教育、交通安全教育等の安全教育については、学習および訓練の機会を十分に確保し、「命を大切にする」、「自分の命は自分で守る」という観点を基本に置いて、発達段階に応じ体験型学習など心に働きかけるような教育手法を工夫しながら、危険予測・回避能力を育んでいきます。

○ 家庭・地域・企業との連携による安全教育の推進

安全教育は、家庭・地域・企業との連携も大切な視点となります。保護者の意識を高める働きかけを行うとともに、警察、消防等の専門的な知見や、企業のCSRに基づく活動を積極的に活用した取組を進めていきます。

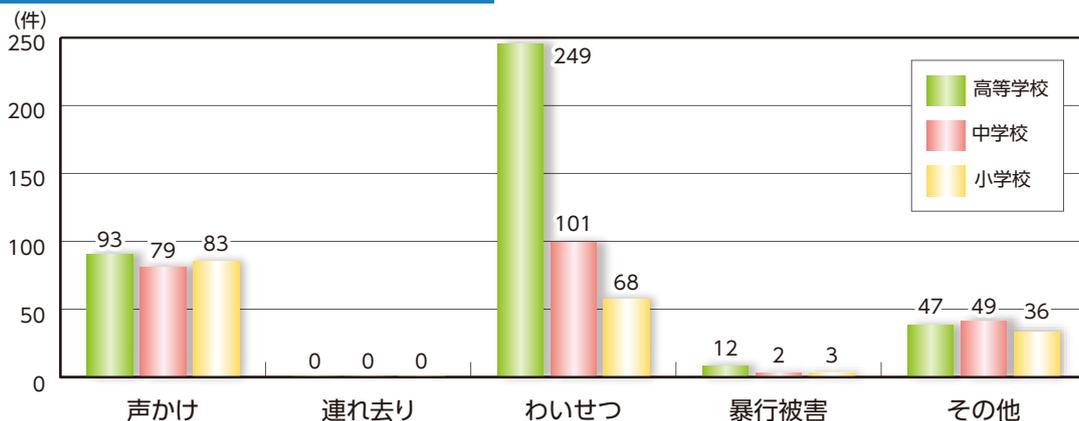
○ 等しく安心して学べる環境の実現

厳しい経済・雇用情勢が続き、所得格差の拡大が懸念されつつある中、家庭の経済的な事情にかかわらず、誰もが等しく安心して学べる環境の実現に向けて、修学にかかる経済的支援の取組を推進します。

現状と課題

- 子どもたちの交通事故が依然として頻繁に発生しています(2009年(平成21年)中766件:高校生以下)。交通手段では自動車同乗中を除き自転車の事故が、発生場所としては交差点での事故が最も多くなっています。
- 子どもたちが被害者となる犯罪が依然として多く発生しています(2009年(平成21年)中3,673件:小中高校生)。このほか、不審者による声かけやつきまとい等の事案が後を絶ちません。

不審者事案の事案別件数(三重県)



三重県教育委員会調べ(平成21年度)

- 三重県内の公立学校の耐震化率は、2010年(平成22年)4月1日現在、小中学校 92.1%(全国 73.3% : 全国4位)、高等学校 94.2%(全国 72.9% : 全国3位)、特別支援学校 100%(全国 87.9% : 全国1位)、幼稚園 82.2%(全国 66.2% : 全国8位)と、全国平均を大きく上回り、比較的進んでいます。ただし、市町別に見れば、耐震化の進んでいないところもあります。
- 三重県に最も大きな影響を与える東南海・南海地震の今後30年以内の発生確率は、2010年(平成22年)1月1日現在、60～70%となっています。
また、「猛烈な雨(1時間に80mm以上の雨)」の発生回数が、最近10年間は20～30年前の10年間に対して、全国で約1.5倍、三重県内では約3.5倍に増加しており、局地的大雨や集中豪雨など風水害の危険性が増しています。
- 昭和東南海地震の発生や伊勢湾台風の来襲から半世紀以上が経過し、大規模な自然災害を体験された方々が減少していることから、自然災害の被災経験や教訓が地域において伝承されない可能性があります。
- 新型インフルエンザなど新興感染症の流行の危険性があり、集団感染への対策が必要となっています。
- クラブ活動中の事故、マラソン大会などの運動中の事故、施設の段差や遊具などによる負傷といった事故が発生しており、適切な対応が求められています。
- 核家族化、少子化、共働きの増加、地域の間関係の希薄化等の家庭を取り巻く環境の変化の中で、子育てする親の孤立感や不安感、負担感が増大し、親が子どもを虐待してしまうケースが年々増える傾向にあります。
- 子どもたちの住所や電話番号などの個人情報の流出事案が発生しており、学校の個人情報管理のあり方が問われています。
- インターネットや携帯電話に起因して、子どもたちが性的な被害に遭うことが少なくありません。三重県の子どもたちは、携帯電話の所持率が中学校で急増し全国平均を上回る状況となっており、有害情報等への対策を進める必要があります。
- 地域社会の間関係が希薄化し、地域一体となって子どもたちを見守ることが難しくなりつつあります。
- 安全・安心の重視が、教員の「萎縮」をもたらしていることから、開かれた学校づくりや体力づくりと安全・安心の確保との兼ね合いが難しくなっており、子どもたちが危険予測・回避能力を身につけるために必要なさまざまな体験の機会が減少していることが懸念されます。
- 厳しい経済・雇用情勢が続く中、経済的な理由によって子どもたちの教育を受ける機会が失われることのないよう、経済的な支援を行う必要があります。

今後の基本的な取組方向

○ 安全・安心の確保

健やかな成長と自己実現に向け、子どもたちが安心して学習活動を行うことができるよう、全力を上げて安全で安心な環境（ソフト面・ハード面）の確保に取り組みます。

○ 危機管理の推進

子どもたちを取り巻くあらゆるリスクを想定し、危機の未然防止、危機発生時の迅速かつ的確な対応、再発防止など、学校における危機管理が一層充実されるように取り組みます。

○ 安全教育の充実

子どもたちがさまざまな事件・事故・災害等から自らの命を守るために、あらゆる教育活動の中に安全教育（生活安全〈防犯を含む〉・交通安全・災害安全〈防災〉）を位置づけ、関係機関・団体等と連携しながら、子どもたち自らが、危険を予測・回避する力を身につけることができるよう、安全教育を推進します。

○ 防災教育の推進

次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解して行動できるよう、市町、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア、消防団等と連携し、発達段階に応じた防災教育を推進します。

○ 安全・安心な環境整備の充実

学校施設の耐震化を推進するとともに、時間・場所・天候等、さまざまな条件の中で、子どもたちのさまざまな行動態様を想定して安全点検を徹底し、施設・設備の改善や転倒落下防止対策など安全な環境づくりに努めます。

○ 学校・家庭・地域および関係機関等との連携

安全・安心な環境づくりを推進するため、さまざまな主体が子どもたちの安全を見守る体制に参画していくための仕組みづくりを支援します。

○ 教育機会の均等の確保

勉学に意欲を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な子どもたちに対して、安心して勉学に励むことができるよう、経済的支援の取組を推進します。

主な取組内容

○ 危機意識の醸成と危機管理の強化

- 子どもたちの安全を脅かす危機に関する情報をホームページや電子メール等で的確かつ適正に発信し、危機意識の醸成と向上に努めます。
- 子どもたちを取り巻くリスクを把握し、三段階（事前、発生時、事後）の危機管理を推進するとともに、新たに発生する危機についても適切に対応します。発生すると大きな社会的影響が生じる新興感染症、削除や回収が困難でかつ二次被害が危惧される個人情報流出なども含め、これまでに発生した、また、今後発生しうる危機に対して徹底して取り組みます。
- 子どもと保護者等が交通安全を訴えたメッセージを交換し家庭内で交通安全について話し合う「交通安全メッセージ運動」を通じて、家庭や地域からの交通安全意識の高揚を図ります。（生活・文化部）

○ 指導者等の養成と指導力の向上

- 安全教育の充実を図るために、防犯教室・防災教室、交通安全教室指導者養成講習会等を開催し、核となる教員の養成を図り、教職員全体の危機管理意識の向上や実践力の向上を図ります。
- 危機管理および防災に関する手引やマニュアルを最新の知見や事件・事故、災害による教訓をもとに充実するとともに、教職員研修などを通じて周知徹底を行います。
- 学校の防災対策および防災教育に関する教職員研修を開催し、学校における防災の取組を一層充実します。
- 教職員が子どもたちに防災教育を実施するための知識や技術の習得を、教育委員会、市町、防災関係機関等と連携して支援します。（防災危機管理部）

○ 安全教育、安全指導の充実と推進

- 安全教育推進校を指定して、関連教科や特別活動、学校行事などすべての教育活動を通して、危険予測・回避能力を高める質の高い安全学習や安全指導のあり方、効果的な保護者啓発について研究を進めます。
- 各学校と警察等の関係機関、NPO団体、ドライビングスクール等が一層連携・協力できる仕組みを構築し、効果的・実践的な体験型の防犯教室・交通安全教室の支援に取り組みます。
- 子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険を予測する能力や危機を回避する能力を向上させるため、学年や理解度に応じ、紙芝居、ロールプレイ^{*1}方式等により、子どもたちが参加・体験できる防犯教室を開催します。（教育委員会、警察本部）
- 幼児から高齢者までの各段階に対応できる三重県交通安全研修センターの参加・体験・実践型研修や出前型研修を通じて、子どもたちに対する交通安全教育を推進します。（生活・文化部）



*1 ロールプレイ：実際の場面を想定し、さまざまな役割を演じさせて、問題の解決法を会得させる学習法。

○ 「自助」「共助」を軸とした防災教育の推進

- 最新の知見や過去の教訓に基づく災害への備え、消防・救急の知識や技能等に関して、映像や実習・実験等を取り入れた学習、防災啓発車による地震体験、防災マップづくり、避難訓練などを通じて、自らの身は自分で守る「自助」の考え方を理解し実践できるよう、発達段階に応じた体験型の防災教育を推進します。
(教育委員会、防災危機管理部)
- 防災学習を実施するにあたり、保護者や地域住民の参加を得るなど、地域が一体となって地域のことを守る「共助」の考え方を理解し実践できるよう防災教育を推進します。
(教育委員会、防災危機管理部)
- 自然災害に適切に対処できる能力や資質、助け合いの心やボランティア精神を有し、地域の防災力向上に貢献できる高校生防災リーダーの育成に向けて、高等学校と大学が連携して取り組む体制を整備します。
(防災危機管理部)



地域安全マップづくり



消火訓練

○ 安全・安心のための環境整備

- 子どもたちの登下校時の安全確保のため、市町教育委員会等と連携・協働し、学校安全ボランティア組織や自主防犯団体などあらゆる地域の教育力を有効に活用するなどして、地域ぐるみで子どもたちを見守る体制の整備（「地域学校安全委員会（仮称）」の設置）に努めます。
- 子どもたちが学び、災害時には避難所としての機能を有する学校施設の耐震化を推進するとともに、安全点検を徹底することで、事故が起こらない環境づくりを進めます。
- 子どもたちが被害者となる犯罪を未然に防止し、安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた、警察官によるパトロール等を強化します。
(警察本部)
- 防犯対策のポイントを解説したガイドブック「学校・幼稚園・保育所編」などの普及を図るとともに、地域で活動している「自主防犯活動団体」への各種の支援を通じて、子どもたちの安全・安心の確保に努めます。
(生活・文化部)



消防士による救急救命講習



スクールガードによる見守り活動

○ 社会や多様な主体が子どもたちの安全を守るための取組

◇ 情報発信の促進

子どもたちを対象とする声かけ事案や、つきまとい事案等の情報が、迅速に保護者や地域住民の間で共有されるよう、警察本部のホームページで公開するとともに、電子メール等を活用した情報発信活動を推進します。(警察本部)

◇ フィルタリング利用の促進

子どもたちが出会い系サイトを利用することによって犯罪に巻き込まれたり、インターネット上の違法・有害情報にふれたりすることのないよう、携帯電話やパソコンにおけるフィルタリング^{*1}・サービス(ソフト)の普及促進や広報啓発活動等の取組を推進します。(警察本部)

◇ 福祉犯対策の推進

児童買春・児童ポルノ事犯をはじめとした、子どもたちの福祉を害する犯罪(福祉犯)の取締りを通じて、被害を受けた子どもたちの発見・保護活動を推進します。(警察本部)

◇ 福祉、教育、警察等の連携による児童虐待対策等の推進

児童虐待の早期発見、要保護児童の適切な保護を図るため、各市町に設置されている「要保護児童対策地域協議会」を中心に教育委員会、学校、児童相談所、警察署等が協働するなど、関係機関が緊密な情報共有に努め、協力・連携による取組の強化を図ります。(こども局、教育委員会、警察本部)

◇ ボランティアに対する支援

子どもたちの見守り活動等を行うボランティア団体に対し活動に必要な資機材を提供するほか、ボランティア団体が行うパトロールへの同行指導を行うなど、自主防犯活動を支援します。(警察本部)

◇ 地域の防災リーダーの育成と活動の促進

子どもたちが安全に安心して生活できる地域づくりを進めるため、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行い、災害時には公的な機関と協働して復旧・復興活動ができる「みえ防災コーディネーター」の育成や、三重大学「美し国おこし・三重さきもり塾」の実施・運営支援等を通じた、地域防災・企業防災の企画・実践力を有する「三重のさきもり」等の育成を推進するとともに、活動を支援します。

また、避難所に指定されている学校について、育成した人材や市町、自主防災組織等と協働した避難所運営訓練等を通じ、避難所運営体制の確立を支援します。(防災危機管理部)

○ 修学支援の充実

高等学校等に在学する生徒が経済的理由により修学を断念することがないように、高等学校等修学奨学金について要件を満たす生徒すべてが貸与を受けられるように努めます。また、さまざまな広告媒体を活用して制度の周知および利用促進を図るとともに、より利用しやすい制度となるよう改善に取り組みます。

*1 フィルタリング：インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
学校安全ボランティアを組織している中学校区の割合	41.5% (2009年度)	75%

※ 登下校時の子どもたちの安全を見守る学校安全ボランティアを組織している中学校区の割合。

※ これまで、小学校を中心に学校安全ボランティアの組織化を支援してきました。2010年(平成22年)3月末現在、97.3%の組織率となり、小学生の見守り体制がほぼ整備されました。

そこで、今後は、これまでの既存の組織や地域の中にある多様な主体が連携し、中学生を含めた地域(中学校区)の子どもたちの登下校時の安全を地域ぐるみで見守る組織が5年間で県内の4分の3以上の学校区で作られることを目指します。

多様な主体への期待

地域の皆さんへ

- 「地域の子どもは地域ぐるみで守る」を合言葉に、地域のすべての人が、子どもたちに対して関心を持ち、温かいまなざしを注ぎ、一人ひとりが、できるときに、できることをすることを通して、子どもたちの安全・安心を確保する取組を進めましょう。



2 教員の資質の向上

基本的な考え方

○ 教員の資質向上の重要性

学校教育の充実・発展は、教員の資質向上とその意欲的な実践にかかっていると一言ではありません。子どもたちと直接接する教員の果たすべき役割、子どもたちの成長に与える影響はきわめて大きく、教員には、その責務を自覚し、たゆみない研鑽に努め、指導力・人間性を磨き、子どもたちに手本を示すことが求められています。

○ 総合的な取組の推進

教員の資質の向上に向け、教員養成・採用・研修を相互に関連づけ、総合的な視点からの取組を着実に進めていきます。また、学生数が減少する中、求める人材を確保するため、公立学校を若者にとって働きがいのある職場にしていくという観点からの取組にも留意します。

○ 教員に求める資質

教員には、「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」という資質を求めており、学習者本位の教育のさらなる充実を図るため、「子どもたちの目線に立って考えることのできる力」という観点も人材育成のポイントとして重視します。

○ 教員養成機関との連携の推進

教員養成機関との連携を重視し、県教育委員会が、公正・公平の観点に十分留意した上で、教員養成機関に対し、求める教員の資質や能力要件を明確に示し、養成・採用・研修を通して総合的に求める教員を育成するための連携を推進していきます。

○ 求める人物像に沿った採用選考の推進

採用選考については、採用時に資質・能力を見きわめるための仕組みの充実を進め、人物重視の選考を行うとともに、社会的な経験を重視し、採用年齢要件の上限を撤廃するなどにより、社会人経験者の採用を積極的に推進します。また、障がい者の採用についても取組を進めます。

条件附採用制度の趣旨を踏まえ、条件附採用期間において必要な育成などに取り組みます。



○ 研修の充実

研修については、特に「授業の改善」を重視し、学校の授業への有効度を絶えず検証しながら、継続的な改善を図ります。また、教員の視野の拡大や発想の転換を促進するため、校種間で交流する多様な取組を柔軟な形で実施していきます。

○ OJTによる人材育成の推進

「教員は現場で育つ」ものであり、日々子どもたちと接する中で学び、自らの指導法や子ども観を振り返る必要があります。「教員が変わろうとする姿を見せない限り子どもは変わらない」との認識のもと、教育委員会がリーダーシップを発揮し、相互に授業を公開し、共に向上するという授業力向上の方針を示すなど、OJTによる人材育成を推進します。

○ 管理職の資質向上

OJTの活性化、士気の高揚など、学校の教育力向上に向けて、管理職の果たすべき役割がますます重要になりつつあることを踏まえ、管理職の資質向上に向けた総合的な取組を進めていきます。

現状と課題

- 2010年(平成22年)5月時点で、50歳代の教員が全体の約4割を占めることから、今後10年間に多くの経験豊かな教員の退職が見込まれており、力量のある教員の確保と、教員全体の資質の向上がますます重要な課題となっています。
- 教員の資質を高めるため、教員採用試験の改善、研修の充実、指導が不適切な教員に対する支援研修の実施等に取り組んでいます。
- 教員に求められる資質・能力の幅が拡大する一方で、研修のための予算が縮小し、研修機会の十分な確保が年々難しくなる傾向にあります。
- 教育現場に時間の余裕がなくなりつつあり、教員が学校を離れて研修を受講することが難しくなるとともに、職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れ、OJTによる人材育成が機能しにくくなっています。
- インターネットを活用した研修については、教員が学校を離れることなく空いた時間を活用して研修を受講できるため、教員の資質向上には有効なシステムであり、受講者数が年々増加し、アンケート調査における理解度・満足度も高い評価を得ています。今後も継続して研修の質を確保し検証していくことが課題となっています。
- 教育の担い手である教員は、子どもたちの手本となり、また、保護者との円滑な意思疎通を図るなど、保護者や地域から信頼されることが必要です。
- 教職員の資質の向上につなげるために、試行を開始した教職員育成支援システムを効果的に活用していく必要があります。

今後の基本的な取組方向

○ 教員養成機関と教育委員会との連携

大学等教員養成機関において、三重県が示す「教員として求める人物像」に適する人物の育成が図られるように、県教育委員会と教員養成機関との連携を深めます。

○ 求める人物像に沿った採用選考の推進

三重県の教員として必要な資質を有する人材を確保するため、県教育委員会として、引き続き人物重視の教員採用選考試験を実施します。

○ 研修の充実

教職員の資質の向上を図り県全体の教育力を高めるために、教職員一人ひとりの経験・業務内容に応じた研修や喫緊の教育課題に対する研修を実施します。さらに、より多くの教職員が研修に参加し教育力を向上させるために、研修の内容や方法等の工夫・改善を継続して行います。

○ 「教員養成」「採用」「研修」の関連づけ

教員養成・採用・研修を相互に関連づけて、総合的な視点から教職員の資質向上に向けた取組を進めます。

○ 教職員育成支援の定着

教職員の能力開発と人材育成を図り、学校組織の活性化や学校の教育力の向上に資するため、教職員の育成支援の取組の定着と推進を図ります。



外部講師による「机配列の授業効果」の校内研修

主な取組内容

○ 教員養成機関と教育委員会との連携

- 教員養成に係る大学等と県教育委員会が学校の課題や最新の教育事情などの情報を共有し、教員を志望する学生が身につけるべき能力や資質等について、公正・公平の観点に留意しながら意見交換を行います。
- 教員養成機関と県教育委員会との連携を通じて、学校が求めている教員像や基本的な知識などを学生に伝えるとともに、教員養成担当の大学等教員との課題認識の共有を図ります。

○ 働きがいのある職場として若者が魅力を感じる学校の創造

学校経営品質向上活動によって学校が元気になり、教職員という職業の魅力が高まることを通じて、将来教職員になりたいという子どもたちを増やします。

○ 人物重視の教員採用選考の実施

- 教員採用選考試験の申込要件や試験の実施方法を検討し、人物重視で多様な人材の確保を進めます。
- 採用時における教員として必要な資格を確認するための仕組みを構築します。

○ 条件附採用者の育成

条件附採用者の勤務状況を把握し、適切な支援を行います。

○ 多様な研修講座の実施と研修機会の確保

- インターネットを活用した研修や、長期休業中に集中して実施する研修、県内各所で行う研修により、多くの教職員が受講できるように研修形態を工夫し、教職員の研修の機会を確保します。
- 研修の内容や実施回数などの面で地域格差が生じないように、県教育委員会が市町教育委員会や教育研究所と連携し、県内各地域で共同開催する研修を増やします。
- 県内で実施されている教職員研修を整理・体系化し、教職員一人ひとりが自らの資質向上のために必要な研修を選択できるようにします。
- 授業研究を通して教科指導の専門性を高め、実践的授業力の向上を図ることを目的とした研修を実施します。
- 指導が不適切である教員の研修に引き続き取り組むとともに、研修等を通して指導が不適切である教員を生まない環境づくりを進めます。



家庭科の専門研修

○ ライフステージに応じた研修の実施

- 研修を通して、教員に求められる資質・能力を総合的に向上させるため、初任者、中堅教員等、教職員としての経験や役割に応じた研修を体系的かつ効果的に実施します。
- 社会の急激な変化に適切に対応し視野の拡大や発想の転換を促進するために、教員のライフステージに応じた社会体験研修等の派遣研修を実施します。
- 教職員が子どもたちの発達段階を理解するとともに、その視野の拡大や発想の転換を促進する観点から、小学校と中学校、中学校と高等学校など異校種や異なった経験年数の教員同士で授業研究や授業参観を実施します。
- 新任管理職に対し、三重県型「学校経営品質」の理念や考え方に基づくマネジメント能力など学校経営に必要な資質を身につけるための研修を実施するとともに、現任管理職に対しても危機管理やリーダーシップ、コーチング^{*1}等の管理職に求められる能力の向上につながる研修を実施します。



初任者研修

○ 研修の効果測定による研修の改善

より質の高い研修が実施できるように、個々の研修の効果を測定し、成果を検証しながら継続的な改善に努めます。

○ OJTの活性化

- 各学校で、OJTによる人材育成を行い、授業の進め方や生徒指導のあり方など具体的な課題についての同僚との議論を通して、教職員としての資質の向上を図ります。
- 校内研修を企画運営する教員の育成に向けた支援や研修を実施し、学校組織の活性化を図ります。
- 教員が自主的に課題を設定し、さまざまな方法によって解決を図ることで一人ひとりの資質の向上につながるよう支援を進めます。

○ 学校経営品質向上活動の推進と教職員の育成支援の定着

- 学校経営品質向上活動の推進を通して、「教職員育成支援システム」など教職員の人材育成を目的としたさまざまな取組の有効活用を促し、教職員一人ひとりの能力開発と資質の向上を図ります。
- 多様な主体との連携を重視した学校経営を推進し、教員の視野を広げ、発想の転換を図っていきます。

*1 コーチング：相手の個性やモチベーションを引き出し、相手の自発的行動を促すコミュニケーション技能の一つ。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
教職員一人あたりの研修への参加回数	2.52回 (2009年度)	2.75回

※ 研修分野が主催・支援する研修への教職員一人あたりの年間参加回数。

※ 教育現場で時間の余裕がなくなりつつあり、教員が学校を離れて研修を受講することが難しくなっています。そのために、インターネットを活用した研修や、長期休業中に集中して実施する研修、県内各所で行う研修により、多くの教職員が受講できるように研修形態を工夫し、教職員の研修の機会を確保します。

今後の資質向上のために果たすべき教職員研修の必要性・重要性に鑑み、2015年度(平成27年度)の目標を2.75回/人と設定しました。

多様な主体への期待

教員を目指している皆さんへ

- 三重県の教員に必要な資質として「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」を求めています。

大学等教員養成機関の皆さんへ

- 教員の資質の向上が求められています。本県が示す「教員として求める人物像」に適した人物の総合的な育成に向けて、より一層のご協力をお願いします。

事業所の皆さんへ

- 教職員の視野の拡大のために、教職員の社会体験研修の受入れをお願いします。



3 教員が働きやすい環境づくり

基本的な考え方

○ 教員が働きやすい職場づくりの重要性

近年、社会や保護者が学校に求める事項が増加し、学校の役割が肥大化する傾向にあります。加えて、学校の抱える課題も多様化・複雑化し、学校の管理運営や外部対応に関わる業務が増大して、教員が子どもたちと向き合う時間の余裕を失いつつあります。学校教育の充実のため、学校・家庭・地域の役割分担とその確かな連携という視点を踏まえつつ、教員が働きやすい環境づくりを進めていくことが重要な課題となっています。



子どもと向き合う教員

○ 教育委員会の基本姿勢

このため、教育委員会は、子どもたちにとって最も望ましい状況を創出することを第一義に置いた上で、それぞれの学校のニーズや教員の勤務実態等を把握し、「学校を支援する」との視点に立った教育行政を推進するとともに、教員が働きやすい職場づくりのための必要な対策を講じていきます。

○ 多様な専門職種の導入

教員は子どもたちに関わる課題を自ら解決しようとする責任感からすべての業務を抱え込む傾向がありますが、これからの時代を展望すれば、学校の抱える課題がますます多様化・複雑化し、教員の負担が一層増大することも予測されることから、こうした意識を転換し、他者に対して積極的に仕事の一部を任せる発想を持つ必要があります。

今後、スクールカウンセラーなどの専門職種の学校への導入を積極的に推し進め、学校が教員以外の多様な専門職種の職員によってサポートされるという方向を目指すことにより、教員がその指導力を効果的に発揮し、教育の質を一層高めていける環境を創出していきます。

○ 外部人材の積極的な活用

また、子どもたちの指導に関わることは教員が責任を持つという体制を堅持した上で、子どもたちと向き合う時間の確保を図るため、教員の対応では限界のある専門的な業務や教員でなくてもできる業務に、外部のさまざまな専門家や人材を積極的に活用していく方向を目指します。折しも、社会貢献意欲の高い元気な高齢者が増えており、生涯学習社会の実現という観点からも、こうした方々を外部人材として活用する視点を重視していきます。

○ 教員の精神的負担の軽減

教員の精神的負担の軽減に向けては、困難事案に際して、教員が個人的に問題を抱え込むのではなく、チームやグループで知恵を出し合い、組織的に対応する仕組みの構築を図ります。

また、課題対応の第一歩は、保護者とのコミュニケーションを的確に行うことです。しかし一方では、理不尽な要求もあり、これらに毅然と対応するためには合理的な判断も重要となることから、学校に対する法律相談的な支援を行っていきます。

○ やりがいのある職場づくり

教育現場の士気を高めていくためには、対話が尊重され、相互に認め合える職場風土を形成していくことが重要です。学校経営品質向上活動の推進を通じて、教員が創造性を発揮し、情熱とやりがいを持って、子どもたちと向き合い、指導に専念できる職場づくりを行っていきます。



現状と課題

- 子どもたちに関わるさまざまな課題や保護者からの多様な意見・要望が増加し、学校現場は常に対応に追われています。学校の役割の肥大化に伴い、教員に求められる資質・能力の幅も拡大する中、多くの教員は自らの業務で精一杯になり、若手教員の指導や他の教員の相談に乗るといったことができなくなりつつあります。
- 学校の危機管理を含め、管理的なマネジメント業務が増加し、特に教頭の業務量が増大していることから、対策を講じていく必要があります。
- 教員の業務の多忙化や多種化は、心身のストレスの増加をもたらし、健康を害する教員が全国的に増加する傾向にあります。
- 企業で取り組まれている「選択と集中」という発想は、学校ではなじみにくい面があり、教員には、「子どものために」という思いから、すべての業務を抱え込む傾向があります。
また、学校に対する要求は、理不尽な要求と通常の見解・要望との明確な線引きが難しい状況にあります。
- 各種の統計調査・報告文書や会議等の仕事が増加していることから、やらされ感を生じさせ、教員の意欲をそいでいる側面もあります。

今後の基本的な取組方向

○ 子どもたちと向き合う時間の確保

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、会議の精選や文書処理事務の簡素化、各種調査の見直しなどによる、業務の簡素化・効率化を進めます。

○ 外部人材・教員OBの活用

- 教員による対応では限界のある専門的な業務や、教員でなくてもできる業務、あるいは各学校の状況に応じて地域からの積極的な支援が得られる業務等については、必要に応じて、外部人材の活用を図り、地域の参画も得た取組を進めます。
- 豊富な知識と経験を有する教員退職者の積極的な活用を進めます。

○ 困難事案への対応

学校に関する諸課題のうち困難な案件については、学校全体で協力・分担して対処するとともに、専門的知識等を要する場合に学校が専門家を活用できる方策を検討します。

○ 教職員の満足度の向上

- 職務内容や職場環境等に関する教職員の満足度を把握して、必要な取組を進めます。
- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^{*1}のない職場づくりを進めます。

○ 教職員の健康の保持増進

職務に専念し、安心して働ける職場づくりを進めるとともに、教職員の心身の健康の保持増進を図り、過重労働対策やメンタルヘルス対策を推進します。

○ 学校経営品質向上活動の推進

学校経営品質向上活動の推進を通して、「選択と集中」の観点、「連携・協力」の観点、「新しい時代の公」の観点で教育活動や仕事の進め方の改善を促し、業務の効率化を図ります。

また、ビジョンを明確にし、成果を共有することで教員の“やりがい”や“意欲”を高め、多忙感の軽減を図ります。

*1 パワー・ハラスメント：職場で、職務権限などの力を利用し、業務や指導などの適正レベルを超えて継続的に行われる嫌がらせ、いじめ。

主な取組内容

○ 業務の簡素化・効率化の取組

- 学校の負担の軽減を図るため、教育委員会事務局における経営品質の向上を図り、各種調査や会議の実施方法等を見直すなど、幅広い視点で学校の立場に立った業務改善や制度の見直しに取り組みます。
- 学校経営品質向上活動を推進する中で、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、ICTの活用促進、会議や研修の精選、校務内容や分掌の見直し、教材のデータベース化や先進的事例の共有など、各学校の創意工夫に基づく業務の効率化や働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- また、「教職員の総勤務時間の縮減にかかる指針」の周知を図り、過重労働対策も含めた、学校における総勤務時間縮減の取組を進めます。

○ 外部人材・教員OBの活用

- スクールソーシャルワーカーなどの専門職種や、就職支援相談員や外国人児童生徒教育相談員などの専門的な知識や経験を有する外部人材を、各学校の教育活動の目標に沿って積極的に活用します。
 - 退職教員については、活動できる分野や地域などをデータベース化して、意欲のある人材を積極的に活用します。
 - 地域住民が自らの学習成果を活用し、ボランティアとして学校を支援する取組を促進するとともに、ボランティア一人ひとりの能力・意欲と学校のニーズを調整するコーディネーターの育成を推進します。
- < 5-(2) 地域の教育力の向上の再掲 >



学習ボランティアによる学習支援

○ 困難事案対応の仕組みづくり

- 各学校が対応に苦慮している課題について、その内容を整理し、類似案件を共有するとともに、法律相談的な支援の仕組みを整備します。
- 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員等、専門的な知識や経験のある人材を派遣するなど、適切な対応を支援します。

○ 教職員の満足度の向上に向けた取組

- 教職員の満足度を定期的に調査してその状況を分析し、必要な取組を進めるとともに、学校経営品質向上活動を進める中で、意欲的な取組を行っている教職員やグループのモチベーションを高める工夫を講じます。
- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくりのための指針を策定します。
- 「子育て支援アクションプラン」^{*1}に基づいて、『仕事も子育てもみんなで応援!』を合言葉に、「仕事」にも「子育て」にもがんばる職員を、みんなで応援する職場づくりを目指し、取組を進めます。

*1 子育て支援アクションプラン：次世代育成支援対策推進法に基づき、三重県教育委員会が、職員を雇用する事業主としての立場から策定している、次世代育成支援対策（子育て支援等）を推進するための計画。

○ 教職員の健康管理対策

- 職場巡視や安全衛生研修を実施し、安全衛生管理体制の充実を図ります。また、健康診断および疾病予防対策を充実し、教職員が健康で働けるよう対策を進めます。
- 教職員の過重労働の実態把握を行い、過重労働対象者に対する心身の健康管理対策を行います。

○ 教職員のメンタルヘルス対策

- 啓発事業や各種セミナーを実施するとともに、教職員のメンタル面の健康チェックを行い、教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 校長・教頭などへの研修を充実し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。
- 職場のストレス度チェックを実施し、産業医や衛生管理者などの職場内スタッフによる教職員のメンタルヘルスケアを支援します。また、外部の専門家・専門機関を活用した相談事業やメンタルヘルス対策を実施します。
- 精神・神経系疾患による病気休暇・休職者の円滑な復職と再発予防のため、職場復帰訓練を実施し、復職支援を行います。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
教職員の満足度	59.9	63.0

※ 2010年度（平成22年度）より実施の「公立学校教職員満足度調査」（対象校：県立学校および公立小中学校）の平均満足度とします。

※ 教職員の業務の簡素化・効率化や健康管理対策など、働きやすい環境づくりに向けた取組を推進することにより、満足度を現状値の59.9から5年間で約3ポイント（約5%）向上させることを目指し、2015年度（平成27年度）の目標値を63.0としました。



多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 教員のワーク・ライフ・バランス^{*1}の実現に、ご理解とご協力をお願いします。
- さまざまな知識や経験を持つ皆さんに、積極的に学校をサポートしていただくようお願いします。



*1 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳される。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。企業はこの実現のために、フレックスタイム（出社・退社時間を各自の裁量にゆだねる勤務制度）、育児・介護のための勤務時間短縮、在宅勤務、テレワークなどを導入している。

4 幼児期からの一貫した教育の推進

基本的な考え方

○ 一貫した理念に基づく教育の重要性

これからの激動の時代を生きる子どもたちには、自信と意欲、高い志を持って、輝く未来を切り拓いていく力や、豊かな人間関係を築き、共に支え合い生きていく力を身につけることが重要と考えられ、そのためにも、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれが連携し、一貫した理念に基づくきめ細かな教育を進めていくことが求められています。

○ 時間軸を通した一層の連携の必要性

きめ細かな教育の推進にあたっては、子どもたちの長所や課題を、学年や学校種を越えて引き継ぎ、長所を伸ばし、課題を克服する取組を、時間をかけて行っていくことが大切です。子どもたちの安心感につなげるためにも、教育に携わる者すべてが、子どもたちを自分の力だけで育もうとするのではなく、前段階までに行われてきたさまざまな働きかけに関心を持ち、それを尊重して、次につなげていくという共通認識のもと、時間軸の中で、一層の連携を深めていく必要があります。

○ 指導上の情報を確実に引き継ぐ仕組みの検討

このため、今後、子どもたち一人ひとりの長所、課題、個性といった指導上の情報を、個人情報保護・管理に万全を期した上で、幼児期から高等学校まで、途切れることなく確実に引き継いでいく仕組みを確立することについて、検討していきます。

○ 「節目」の時期における指導のあり方

幼児期からの一貫した教育のあり方を考える時、学校種ごとの「節目」の時期の指導が重要となります。さらなる成長に向けて登るべきステップという「節目」の持つ意義に留意し、必要な段差は残しながら、期待と不安に揺れる子どもたちが、学習環境の変化に安心して適応できるよう、少人数教育の推進などを通じ、一人ひとりに配慮した手厚い指導を行います。

○ 子どもたちの安心感を高める取組の推進

また、新しい学習ステージに向けて、子どもたちが心の準備を整えていけるよう、授業体験・部活動体験、学校行事への相互訪問、同じ中学校区の小学校同士の交流など、子どもたちが事前に交流する取組を積極的に進めるとともに、子どもたちの安心感をさらに高めるため、地域のボランティアを依頼する際に、小学校と中学校が連携して同じ方々に入っていただくなどのさまざまな工夫を講じていきます。

○ 学校種を越えた教員交流の推進

加えて、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた教育に資するため、複数の学校種の教員の合同研修、授業交流、相互見学などの教員交流を進め、学校種間の連携を確かなものとしていきます。

現状と課題

- 子どもたちの指導上の留意点を学校種間で引き継ぐ場合、今後必要な配慮を行うために不可欠な情報であっても、個人情報の取扱い等の面から、引き継ぎに消極的になる可能性があり、県としての対応方針を明確にしていく必要があります。
- 学校種ごとの「節目」の時期においては、生活環境や学習環境の著しい変化から、子どもたちが学校に十分に適応できない状況が生じやすい傾向があります。小学校に入学したばかりの子どもたちが、学習に集中できない、教員の話を受けずに授業が成立しないといった問題（小1プロブレム）や、中学校に入学したばかりの子どもたちの間で、不登校やいじめが急増したりする問題（中1ギャップ）が生じる場合があります。また、高等学校においても、学校や学業への不適応を理由に、1年生時の中途退学が多い状況があります。
- 連携型中高一貫教育^{*1}において培われた、キャリア教育の充実、教員の交流によるOJTの活性化といった成果を、中学校と高等学校の連携の推進に向け、すべての地域へ発信し、活用していくことが求められています。



今後の基本的な取組方向

○ 学校種間の連携の推進

幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が連携し、子どもたちの生活面や学習面の課題について共通理解を図り、その解決に向けた取組を充実します。

○ 家庭や地域との連携・協力の推進

地域住民、保護者、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が連携してネットワークを築き、地域の子どもたちが社会へ巣立つまでのさまざまな課題を解決する取組を支援し、一貫した三重の人づくりを推進します。

*1 中高一貫教育：中学校と高等学校での6年間を、一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ教育方式。1999年（平成11年）4月から全国各地で実施されている。中等教育学校、併設型、連携型の3つの実施形態がある。中等教育学校は、一つの学校において一体的に中高一貫教育を行うもの。併設型は、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。連携型は、県立高等学校と市町立中学校など異なる設置者による中学校と高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等で連携を深めるかたちで実施するもの。

主な取組内容

○ 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携

- 子どもたちの発達段階に応じた一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が、それぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連携を図っていきます。

具体的には、取組内容に応じて、主体となる学校種が他の学校種に働きかけ、相互の保育・授業の公開、合同研修の実施など教員の交流を進めるとともに、学校段階ごとの「節目」の時期を中心に、合同学習や合同行事の実施など、校種を越えた子どもたち相互の交流を推進します。

- 子どもたち一人ひとりへの指導に必要な情報を各学校種間で引き継ぐ仕組みづくりに向け、子どもたちの生活面や学習面の課題を学校種間で共有するための場づくり等を進めるとともに、子どもたちの課題解決を支援する方策等を研究します。



保育所の子どもたちに紙芝居を見せる
小学校の子どもたち

○ 家庭や地域との連携・協力の推進

地域住民、学校等関係者、保護者、子育て支援を行う地域ボランティア等が連携・協力し、地域におけるさまざまな課題を解決するための方策について検討するとともに、地域が主体となり子どもたちの成長を支える取組を推進します。

○ 中学校と高等学校の連携

- 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて高等学校を選択し、目的意識を持って進学できるよう、中学校における進路指導やキャリア教育を充実させます。

< 2-(5) 高校生の学びの継続の再掲 >

- 各高等学校において、体験入学や授業公開、ホームページによる情報発信等を一層進めることにより、中学生が各高等学校の教育活動を十分に認識した上で進学してスムーズに適応できるようにします。

< 2-(5) 高校生の学びの継続の再掲 >

- 中学校と高等学校は、個人情報保護に十分配慮しながら、生徒の指導にかかる連携を推進し、組織的かつ体系的に、自立する力と共に生きる力を育みます。

- 学習のつまずき等、個別の学習の課題に対応できるよう、授業や教材の研究開発を進めます。

< 2-(5) 高校生の学びの継続の再掲 >

○ 高等学校と大学の連携

大学教員による高等学校への出前講座や、大学での公開講座等、高大が連携した授業、オープンキャンパスへの参加等を促進し、高等学校と大学の連携による教育の充実を支援します。



高大連携で大学でのスクーリングを受ける高校生
(飯南高校：連携型中高一貫教育)

○ 学校経営品質向上活動の推進

学校経営品質向上活動の推進を通して、“子どもたちの輝く未来づくり”という共通の目的に向けた学校種間の情報共有を推進します。

特に学校関係者評価において隣接する学校種間の連携を促進するなど、実効性のある協力関係の構築を図ります。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
各地域の課題に応じ、異校種間の連携を深める会議を開催している市町の割合	—	100%

※ 子どもたちが社会へ巣立つまで、発達段階に応じて健やかに成長していけるよう、異校種（*異校種とは、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を示す）間で相互に連携してネットワークを築き、地域の子どもたちが社会へ巣立つまでの学習と生活の両面にわたるさまざまな課題を解決する取組を支援するための会議を開催している市町の割合。

※ 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が、子どもの育ちにかかるさまざまな課題を解決する取組を支援するための会議を、県内すべての市町において開催することが重要であることから、2015年度（平成27年度）の目標値を100%としています。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 地域の子どもたちが社会へ巣立つまで、地域住民、保護者、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が連携してネットワークを築き、子どもたちを育てる取組を推進していきましょう。



5

学校マネジメントの充実（学校経営品質向上活動の推進）

基本的な考え方

○ 学校を取り巻く社会状況の変化

少子化・高齢化はもとより、国際化や情報化など、急速に進む社会構造の変化に伴って、学校やそこで学ぶ子どもたちを取り巻く環境や、社会で求められる能力等が大きく変わってきています。さらには、人々の価値観が多様化し、家庭や地域の教育力が課題となる中、学校に求められる役割や期待も変化してきています。

○ 学校の組織力向上の必要性

このような社会状況に適応しながら、学校が、子どもたちの大いなる可能性を引き出し、その輝く未来を切り拓く力と他者と共に支え合い生きていく力を育む場であり続けるためには、学校の組織力を強化し、教育活動の質を組織として高めることができる学校づくりに取り組む必要があります。

○ 三重県型「学校経営品質」の導入

三重県教育委員会では、こういった学校づくりを進めるために、三重県型「学校経営品質」の考え方をすべての教育活動のベースとして位置づけ、これに基づく学校マネジメントの仕組みを構築しました。



○ 三重県型「学校経営品質」の基本的な考え方

三重県型「学校経営品質」が大切にしている「学習者本位」、「教職員重視」、「社会との調和」、「独自能力」という基本理念と、「誰のため、何のため」という合言葉のもと、すべての公立小中学校、県立学校が、教職員の対話と気づきを重視しながら、学校経営品質向上活動を進めています。

○ 学校経営品質向上活動の推進

学校経営品質向上活動は、目指す学校像の実現のため、子どもたちをはじめ、保護者や地域の方々の視点に立ち、学校を取り巻く環境の将来変化などを踏まえて現状を見つめなおし、継続的な改善に取り組むことによって、学校自らがより良い学校をつくっていく活動です。そして、この活動を通して、教職員一人ひとりの意識と行動の変革を促し、学校全体の改革につなげていきます。

○ 学校評価の仕組みとその意義

全国的な状況に目を向けると、学校教育法および同法施行規則の改正により、学校評価^{*1}に関する規定が設けられました。これは、学校の教育活動等を「自己評価」、「学校関係者評価」、「第三者評価」の3つの視点で評価し、把握した現状を公表するとともに、その評価結果に基づいて、学校自らが改善を図っていかうとするものです。そして、保護者や地域の方々に対して適切に説明責任を果たし、そういった方々との連携協力による学校づくりを進めることなども、その意義とされています。

○ 学校評価の充実

三重県教育委員会では、この学校評価について、学校経営品質向上活動を進めていく中で、学校の現状を把握するための重要な手段として位置づけています。今後とも、学校自らの気づきを促すものとして、学校評価の充実に取り組んでいきます。

現状と課題

- 三重県教育委員会では、2003年度（平成15年度）に、学校主体によるより良い学校づくりを目指して、三重県型「学校経営品質」を開発しました。現在、県立学校のすべてと、9割を超える公立小中学校において、三重県型「学校経営品質」の考え方と仕組みに基づいた学校マネジメントが導入されています。

三重県型「学校経営品質」取組校

年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
公立小中学校	470校 80%	534校 92%	560校 97%	540校 95%
県立学校	74校 100%	73校 100%	73校 100%	73校 100%
計	544校 82%	607校 93%	633校 97%	613校 95%

- 各学校における成果に目を向けると、三重県型「学校経営品質」の考え方を理解し、その仕組みを活用して教育活動の充実を図り、子どもたちの問題行動の減少や学力の向上など、具体的な成果につなげている学校が見られる一方で、意義が十分浸透せず取組が教職員の意識改革や教育活動の改善につながらず、逆に多忙感を増している学校も見られます。

* 1 学校評価:学校が、自らの教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、結果を公表するとともに、それに基づいて学校運営の改善を図っていく制度。教職員が行う「自己評価」、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う「学校関係者評価」、学校と直接関係を有しない専門家等が客観的な評価を行う「第三者評価」の3つの形態がある。

- 学校評価については、2007年（平成19年）に学校教育法および同法施行規則が改正され、すべての学校において、自己評価の実施と結果の公表が義務づけられるとともに、学校関係者評価の実施と結果の公表に努めることとされました。すでに3割を超える市町教育委員会が学校関係者評価にかかる規定を整備し、評価の実施と公表を義務づけています。
- 今後とも、文部科学省による調査研究の動向も踏まえながら、学校経営品質向上活動において学校評価が効果的に生かされるよう、学校評価の仕組みや進め方について、改善、充実を図っていく必要があります。

今後の基本的な取組方向

○ 取組の浸透と充実

県立学校における自律的な改善活動をさらに充実させるとともに、市町教育委員会と連携し、公立小中学校における取組の浸透と充実への支援に注力します。また、教育委員会事務局においても経営品質の向上に取り組み、学校の立場にたった業務改善を進め、学校経営品質向上活動を側面的に支援します。

○ 人材の養成

小中県立学校の教職員を対象として、学校経営品質向上活動の浸透と充実を図ることを目的とした研修を実施するとともに、活動の中核となる人材を養成します。また、将来的にはOJTによる自律的な人材育成が可能となる学校づくりを進めます。

○ リーダーシップの向上

各学校の学校経営品質向上活動を先導し、目指す学校像の実現に向けてリーダーシップを発揮できるよう、管理職を支援していきます。

○ 情報の共有と教職員の視野の拡大

優れた成果を導いた学校経営品質向上活動の情報共有を図るとともに、異業種の経営にふれる機会を設け、教職員の視野をより一層広げます。

○ 学校評価制度の確立

学校経営品質向上活動における学校評価の位置づけをわかりやすく整理するとともに、三重県における学校評価のモデルを確立します。

主な取組内容

○ 県立学校における取組の充実に向けた支援

県内を8ブロックに分け、各ブロック内の県立学校が連携・協力したブロック会議活動等を通じて、学校経営品質向上活動の取組をより充実させるとともに、学校間における温度差の解消や情報共有の促進を図ります。また、学校が独自に取り組む改善活動を支援します。



オフサイトミーティング(教職員の本音による対話)

○ 市町教育委員会との連携

各市町教育委員会と協力して、各小中学校における学校経営品質向上活動の現状と課題を十分に把握し、状況に応じた適切な支援を行うことにより、より一層の浸透、定着を図ります。

○ 小中県立学校教職員への研修

小中県立学校の教職員を対象とした研修を実施し、三重県型「学校経営品質」の考え方や仕組みについて一層わかりやすく伝え、学校経営品質向上活動の裾野を広げます。

○ 管理職への研修

管理職が三重県型「学校経営品質」の考え方や仕組みに基づく学校マネジメントを進め、学校の組織力向上を先導できるよう、新任校長、新任教頭を中心として、リーダーシップの質を向上させる研修を実施します。

○ 中核となる人材の育成

校長、教頭とともに学校経営品質向上活動を先導し、学校の組織力を高めることのできる人材を育成するため、経営品質協議会認定セルフアセッサー^{*1}のほか、三重県教育委員会として独自に「学校経営品質向上活動ファシリテーター(仮称)」^{*2}を創設し、豊富な知識とスキル、そして高い志を有する人材の養成にあたります。

*1 経営品質協議会認定セルフアセッサー：質の高いサービスを生み出し続けることができる組織づくりを目指す「経営品質向上プログラム」を提供・運営する全国組織「経営品質協議会」から、経営品質に関する専門知識と見識を備え、組織内において経営品質向上活動を推進するキーパーソンとして認定されている者。

*2 学校経営品質向上活動ファシリテーター(仮称)：学校経営品質向上活動の中核となる人材を育成するため、三重県教育委員会が実施する一連の研修を修了した者。

○ 実践事例交流会等の開催

学校経営品質向上活動の優れた取組を称え、共有する、実践事例交流会等を開催し、学校間での情報共有を図るとともに、県民の方々へも積極的に情報を発信します。また、学校づくりのための新たな視点や活力を与えてくれる異業種の講師等を積極的に招き、教職員の意識改革を促します。



学校評価実践事例交流会

○ 学校評価の充実

県立学校への学校関係者評価制度の導入を進めるとともに、学校評価に基づく県立学校の改善活動等を支援します。また、引き続き市町教育委員会と連携し、三重県型「学校経営品質」における学校評価の仕組みの充実を図ります。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
三重県型「学校経営品質」に基づく学校マネジメントに取り組み、改善活動を進めている学校の割合	74% (2009年度)	100%

- ※ 三重県型「学校経営品質」の考え方や理念に基づいた学校マネジメントに取り組み、改善活動を進めている公立小中学校および県立学校の割合。
- ※ 三重県型「学校経営品質」の考え方や理念に基づきながらも、独自の仕組みを構築している市町教育委員会があることも踏まえ、実質的な改善活動を進めている学校の割合を、数値目標として選定しました。これまで以上に、三重県型「学校経営品質」の考え方や理念の浸透と充実を図り、毎年5%程度の増加を目指します。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 子どもたちはもとより、保護者や地域の方々の視点も大切にしながら、学校づくりを進めていきます。より良い学校を築いていくため、ご理解と積極的なご協力をお願いします。





6 学校の適正規模・適正配置

基本的な考え方

○ 小中学校の適正規模にかかる基本的な考え方

少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じており、教育効果の面で課題が指摘されています。学校は、単に知識を身につけるだけの場ではなく、集団での活動を通して、子どもたちの学びを促し、心や体を育てる役割を担っています。このような役割を果たすことができるように、地域の実情等を考慮しつつ、学校における教育活動の活力を維持・向上させる観点から、学校がその校種に応じた適正な規模となるよう努める必要があります。

○ 高等学校の適正規模・適正配置にかかる基本的な考え方

高等学校の適正な規模や配置については、県内各地域の中学校卒業生数の状況に対応することに加え、学校の活力を維持するという観点や高等学校が地域に果たす役割などについても総合的に考えて進める必要があります。また、小規模校については、地域の協議会で出された意見や生徒の通学条件等にも十分配慮しながら、高等学校がこれからも子どもたちに対して多様で活力ある教育活動を行い、子どもたちの社会性を育むことができる場であり続けられるよう、発展的統合も含めて、そのあり方を検討します。

○ 一定の学校規模の必要性

2008年(平成20年)に決定された国の「教育振興基本計画」において、「義務教育における公教育の質の向上」、「高等学校における教育の質の保証」が目指すべき教育の姿としてあげられていることから、子どもたちが持っている多様な課題への対応や進路選択の実現など、幅広い教育ニーズに応えるためには、一定の学校規模が必要と考えられます。

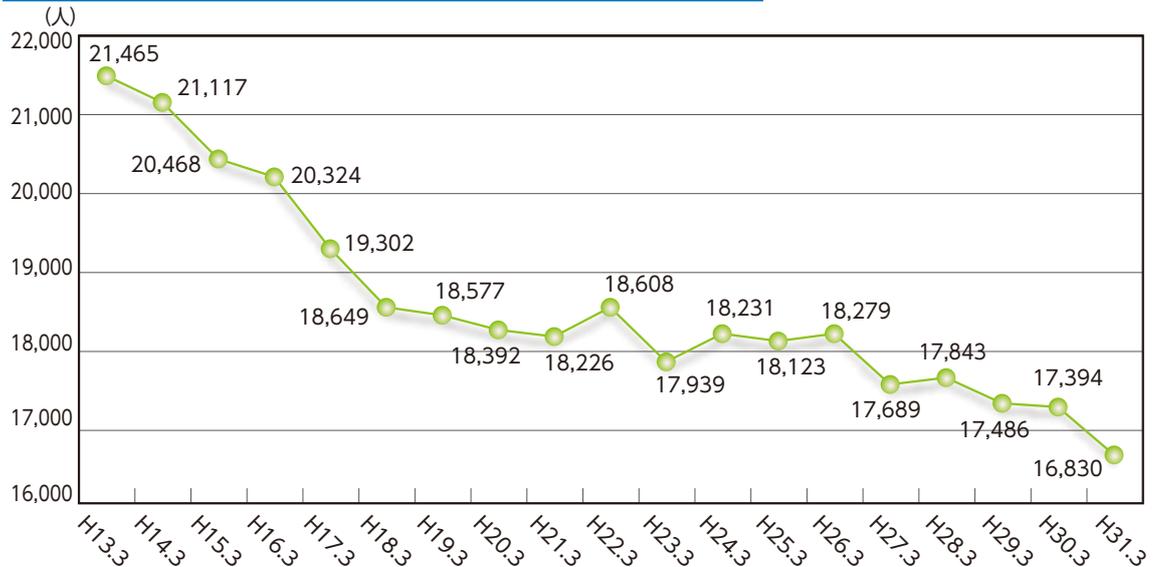


高等学校の卒業式

現状と課題

- 本県においても少子化が年々進行しており、2001年（平成13年）3月に21,000人余りであった中学校卒業生数は2010年（平成22年）3月には約18,600人となりました。今後も県全体として若干の増減を繰り返しながら、減少傾向が続き、2019年（平成31年）3月には17,000人を割り込むことが予想されます。また、中学校卒業生数の推移は地域によって大きな差があり、学校を取り巻く状況も地域によって大きく異なってきます。

三重県中学校卒業生の年次推移と予測（含社会増）



三重県教育委員会調べ（平成22年5月1日調査）

- 小中学校の適正規模のあり方については、少子化の進行や地域の実情、社会からの要請等を考慮しつつ、学校における教育活動の活力を維持・向上させる観点から、三重県教育改革推進会議において調査審議が行われ、報告書がまとめられました（平成20年）。その中で、豊かな人間関係づくりや社会性の育成に向けて、クラス替えが可能となる規模が望ましいこと、および教科の専門性を生かす教員配置が可能となり、指導方法の工夫改善が図られ、学習効果を高めることができる規模が望ましいこと、などが示されたことを踏まえ、適正な学校規模を小学校は12学級以上18学級以下、中学校は9学級以上18学級以下と示しました。

なお、適正規模化を図るにあたっては、通学の利便性や安全確保等に留意するとともに、保護者や地域住民の理解と協力が得られるように説明会や意見交換会等を十分行うことが大切であり、さらに、離島・山間部など通学条件等に特別な状況がある地域においては、教材研究や指導方法の蓄積・共有化等、充実した体制づくりが望まれるとしています。

- 「県立高等学校再編活性化基本計画」（平成13年5月）では、高等学校の適正規模を、原則として1学年8学級以下、3学級以上と示しました。このことを踏まえて、実施計画を策定するとともに、適正規模・適正配置を進めてきました。その結果、全日制高等学校については、2010年（平成22年）4月現在で1学年9学級の大規模校は4校となりました。小規模校については、地域の協議会の意見を踏まえ、再編活性化を進めてきましたが、現在ある1学年2学級の3校等を含めて、今後のあり方について検討する必要があります。

また、今後、再編活性化を推進する中で、長距離通学をしなければならない生徒の増加が予想されます。

今後の基本的な取組方向

○ 小中学校の適正規模・適正配置

小中学校の適正規模・適正配置の推進など、学習環境の改善に取り組む市町教育委員会への支援を行います。

○ 高等学校の適正規模・適正配置

高等学校の適正規模・適正配置については、2001年(平成13年)5月に策定した「県立高等学校再編活性化基本計画」の計画期間が2011年度(平成23年度)末で終了することから、今後の本県における高等学校のあり方等について、あらためて検討を行い、方向性を示します。

○ 高等学校の魅力化・活性化

これまでの再編活性化の方向を踏まえ、引き続き幅広い県民の意見を十分に聴きながら、新しい時代のニーズに応じた学科改編や教育内容・教育方法の工夫・改善などにより、県立高等学校の一層の魅力化・活性化を図ります。



主な取組内容

○ 市町教育委員会への支援

- 小中学校の子どもたちにとって望ましい学習環境を求めて適正規模化を進めようとする市町教育委員会に対して、本県および他県における取組状況などの情報提供を行います。
- 市町教育委員会と協働して質の高い教育環境を整えるため、必要な支援措置について検討を行います。

○ 高等学校の適正規模・適正配置の推進

- 今後とも、生徒数の動向や学校・学科の配置状況等を踏まえ、効果的な教育活動ができるよう適正規模・適正配置を推進します。特に、今後生徒数の減少や学校を取り巻く状況の変化が大きい地域では、早い時期から地域の協議会等で広く県民の意見を聴きながら、再編活性化を進めます。
- これまでの再編活性化の取組を振り返るとともに、今後の適正規模・適正配置のあり方について検討を行い、2012年度（平成24年度）以降の計画を策定します。



高等学校再編活性化に関する地域の協議会

○ 長距離通学等への対応

適正規模・適正配置の推進により、長距離通学や下宿など、通学に関して負担が生じる場合の対応を検討します。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
2012年度以降の県立高等学校再編活性化計画の策定	—	計画を策定し、実施しています。

※ 2012年度（平成24年度）以降の県立高等学校再編活性化に関する計画の策定。

※ 2001年（平成13年）5月に策定した「県立高等学校再編活性化基本計画」の計画期間（10年）が2011年度（平成23年度）末で満了となるため、2012年度（平成24年度）以降の計画を策定します。

多様な主体への期待

地域・県民の皆さんへ

- 県立高等学校の再編活性化については、引き続き、地域や県民の皆さんのご意見を聴きながら進めていきますので、ご協力をお願いします。



基本的な考え方

○ 高等学校における教育ニーズの多様化

高等学校等進学率が98.4%(平成22年度:三重県)に達し、授業料も実質無償化されるなど、高等学校は、義務教育に近い側面を帯びつつあり、既に国民的な教育機関となっています。求められる教育内容も「高等教育を受ける基礎として必要な教育」、「就職等に必要な専門教育」、「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教育」などさまざまであり、ニーズの多様化が進んでいます。

○ 高校教育の特色化・魅力化の推進

このため、今後の高校教育のあり方を構想するにあたっては、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた「多様なニーズに応える教育」を実現するという視点がきわめて重要となります。さまざまなニーズに応え得る多様な高等学校が魅力ある学校づくりを進め、生徒が主体的に高等学校を選択するという方向を目指すことが必要であり、学科・コースの新設・改編を行うなど、高校教育の特色化・魅力化の取組を推進していきます。



調理実習(相可高校食物調理科)

○ 高等学校入学者選抜制度のあり方

また、「多様な高等学校」が確かな成果をもたらすためには、明確な目的意識を持った生徒が、学びたい高等学校で学べるシステムを構築していくことが重要であり、入学者選抜制度のあり方が課題となります。

高等学校入学者選抜制度については、受験競争の緩和、主体的な進路選択の促進等の観点から、従来より「廃止」も含めた議論が行われてきました。しかし、現在のところ、入学者選抜は法で実施が義務づけられており、県では、生徒の受験機会の拡大や高等学校の特色に合わせた選抜の実施など、生徒の主体性を尊重する方向で制度の改善を図りつつ、入学者選抜を実施している状況にあります。

この現状を踏まえ、今後、入学者選抜制度については、「生徒が主体的に学びたい高等学校を選択して学べるシステムの構築」という観点を中心に据え、「法改正を前提とした制度廃止」も選択肢の一つとして中期的な検討課題としつつ、より適正な選抜方法となるよう、制度改善を図る方向を目指していきます。

○ 高等学校の通学区域のあり方

高等学校の通学区域については、2001年(平成13年)、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、その設定が県教育委員会の判断によることとなりました。

高等学校への志願にあたっては、生徒の主体的な選択がより重視されるとともに、交通の利便性も向上してきたため、これまでのように通学区域を設定することは意義が失われつつあります。しかし、一方では「地域の子どもたちは地域で育てる」という考え方もあり、今後もこの考え方を大切にしながら、生徒一人ひとりが自らの興味・関心や目的意識に合った高等学校を主体的に選択することができるよう、通学区域のあり方を検討していきます。

○ 中高一貫教育のあり方

中高一貫教育については、多様な教育ニーズに応えることが可能であることに加え、6年の期間を活用して高等学校の特色化にかかる可能性をモデル的に切り開くことができる、あるいは、地域に対する深い愛着・関心を育むことができるなど、多くの意義を有していると考えられ、さらなる充実を図る必要があります。

中高一貫教育においては、特に、教育にかかる「理念」が重要であり、たとえば「地域のリーダーの育成」などこれからの中等教育における大切な視点について十分に検討する必要があります。

今後は、連携型中高一貫教育のこれまでの成果を踏まえ、併設型中高一貫校や中等教育学校の設置も視野に入れながら、引き続き推進を図っていきます。



連携中学校の生徒を対象とした高等学校の体験講座
(白山高校：連携型中高一貫教育)

○ 進路を選択・決定する力の育成

このような「特色ある学校づくり」と「生徒が学びたい高等学校を主体的に選択して学べるシステム」は、生徒が多様な生き方を志向し、それぞれの目的に応じた進路を選択するという意識が高まってはじめて生きるものと考えられます。このため、中学校までのキャリア教育の充実を図り、進路を自ら選択・決定する力を培っていきます。

○ 小中学校における特色ある学校づくり

小中学校においては、家庭・地域との連携を深めながら、地域の多様な人材や身近な自然環境を活用するなど、それぞれの学校の特色に応じ、かつ地域に根ざした創意豊かな教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを進めます。



現状と課題

- 生徒の学習ニーズの多様化や急速な社会変化が進む中で、さまざまな要望や社会要請に応え得る高等学校が求められています。
- 今、企業等から中学校への求人はほとんどなく、中学校の進路指導において、子どもたちに高校進学以外の選択肢を、明確な将来の見通しも持ちながら説明することが難しい現状にあります。
- 高等学校等進学率の上昇に伴い、基礎的・基本的な学力が身につけていなくても、高等学校に入学できる傾向が強まりつつあり、高校教育に求められる学力をどう保証していくかという課題があります。
- 中学校における学習の動機づけが少なからず入試に依存してしまっている現状があり、入学選抜と学校教育の関係を根本から見つめる必要があることから、「入学選抜制度廃止」という視点は重要です。しかし、学校教育法施行規則第90条には高等学校の入学が「選抜に基づく」と規定されていることから、中学生が明確な目的意識を持って高等学校に入学することを基本に、高等学校入学選抜を実施しています。
- 2004年(平成16年)1月、「三重県立高等学校通学区域に関する規則」を一部改正し、普通科と理数科について、隣接する通学区域からも志願できるようになりました。このことにより、多様化する生徒のニーズに対応し、生徒が学びたい高等学校を主体的に選択できる幅が拡大しました。
一方では、遠距離通学による保護者負担の拡大や学校の序列化などが課題との意見もあります。

普通科・理数科における隣接学区への志願者数(三重県)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
普通科・理数科 志願者数 A	7,944人	7,894人	7,786人	7,470人	7,079人	7,525人
上記のうち隣接学区 からの志願者数 B	364人	416人	434人	458人	463人	464人
隣接学区からの志願者 の割合 B/A	4.6%	5.3%	5.6%	6.1%	6.5%	6.2%

※ 平成17～19年度は一般選抜、平成20～22年度は後期選抜による志願者。

- 本県においては、連携型中高一貫教育を、1999年度(平成11年度)以降、4地域で実施してきました(紀伊長島地域については2010年(平成22年)3月をもって廃止)。この中で、飯南地域の実践は、高大連携や系統的なキャリア教育の推進など全国に先駆けた先進的な取組として評価されています。ただ、各地域とも連携中学校から連携高校への進学率が伸び悩んでいます。
また、全般的な課題としては、公立中高一貫教育の制度や取組の現状について、県内の保護者への情報発信が十分とは言えない状況にあります。

今後の基本的な取組方向

○ 高等学校教育の特色化・魅力化の推進

社会の急激な変化や、子どもたちや保護者、および地域社会からのニーズ等に対応するため、各地域の県立高等学校再編活性化推進協議会や人材育成会議等の意見を踏まえ、学科・コースの新設・改編等を行うとともに、学校や子どもたちの実態に応じた教育内容の検討を行い、高等学校の魅力化・活性化を図ります。

○ 定時制課程と通信制課程の連携の拡充

定時制課程や通信制課程に学ぶ多様な生徒の学習機会を広げ、選択学習を増やすとともに、より柔軟に「学び直し」ができるよう、定時制と通信制の連携を一層推進します。

○ 中学校から高等学校への適切な接続

中学校・高等学校間の連携をさらに強化し、中学生の主体的な進路選択と高等学校の特色ある学校づくりが連動するよう、中学校における進路指導やキャリア教育と、高等学校の学校づくりを充実させます。

○ 通学区域の検討

通学区域については、高等学校入学者選抜の状況や中学生の進路希望状況等を踏まえ、現状の通学区域の制度を慎重に見守っていきます。また、県境に接する地域については、具体的な課題を整理し、必要に応じて改善していきます。

○ 中高一貫教育の推進

中学校・高等学校の6年間を一貫した中等教育を行うことにより子どもたちの個性や能力を効果的に伸ばさせるとともに、子どもたちや保護者の学校選択の幅を拡大させる観点等から、県中高一貫教育推進会議における協議を踏まえ、中等教育学校や併設型中高一貫校の設置も視野に入れながら、中高一貫教育の一層の推進と充実を図ります。

○ 小中学校における地域と連携した特色ある学校づくり

小中学校において、学校や地域の特色を生かし、体験活動を充実するとともに、道徳教育、環境教育、伝統や文化に関する教育などの促進を図り、家庭・地域と連携した特色ある学校づくりを進めます。

主な取組内容

○ 高等学校教育の特色化・魅力化の推進

- 各学校の実態に応じて、理数教育や医師不足に対応した教育の充実を図るなど、より発展的な内容を取り入れた学習を推進するため、三重県版スーパーサイエンスハイスクール^{*1}の事業化や高大連携の活用等により、高等学校の魅力化を図ります。
- 基礎基本の学力や義務教育段階の学習の定着を図るために、新学習指導要領の趣旨を最大限に生かした弾力的な教育課程の編成を推進します。
- 1学科1学級の特色ある専門学科等について、地域産業等の実態を踏まえ、社会のニーズに対応した学科として、類型の設置や1学級あたりの定員のあり方について検討します。

○ 新しいニーズや状況への対応

- 専門高校については、三重県地方産業教育審議会等の地域や産業界の意見を踏まえ、新しいニーズや状況に対応した学科・コースの設置や特色化について検討します。
- 産業界の技術の進展や社会のニーズの変化等に対応した指導ができるよう、先端技術等に関する教員の研修を充実するなど、教員の専門性の向上に努めます。
- 高度な職業資格の取得や産業現場等における長期間の実習の実施を推進するなど、地域の担い手として即戦力となる人材を育成する体制を検討します。

○ 定時制、通信制における履修形態の弾力化

定通併修制度がより一層進むよう、定時制で学ぶ生徒が自分の学校で通信制のスクーリング^{*2}を受けることができる連携併修を広げます。

また、通信制課程を設置する高等学校まで通学することが困難な地域において通信制教育が受けやすくなるよう、協力校を設置することについて具体的に検討します。

さらに、地域の人々が興味・関心や必要に応じて、定時制、通信制で学ぶことができるように科目履修を広げるなど、生涯学習の観点から地域の学びの場としての役割を充実します。

○ 適正な高校入学者選抜の実施

中学生が主体的に進路選択できるよう、各高等学校の特色に応じた選抜方法を取り入れた入学者選抜を引き続き実施するとともに、より適正な選抜方法となるよう、制度の改善を図っていきます。

○ 連携型中高一貫教育の充実

連携型中高一貫教育については、実施地域におけるこれまでの成果を踏まえつつ、地域との連携を強化し、教育課程の工夫・改善や中学校と高等学校の教員の人事交流をさらに進めるなど、取組の一層の充実を図ります。

*1 三重県版スーパーサイエンスハイスクール：文部科学省が指定するスーパーサイエンスハイスクール（理数系科目に大幅に単位数を配当したり、新たな学校設定教科・科目を設置するなど、理数系教育に重点を置いた教育課程の研究開発を行う高等学校）の理念にならい、三重県独自の取組として、大学等との連携を活用し、理数教育や医師不足に対応した教育の充実を図るもの。

*2 スクーリング：学校通信教育の一課程で、一定期間通学して受ける面接授業のこと。

○ 中等教育学校・併設型中高一貫校の検討

総合学科^{*1}や単位制^{*2}など1990年代以降の高校教育改革の中で設置された新しいタイプの高等学校などの今後のあり方を検討する中で、中等教育学校や併設型中高一貫校について、その理念や課題を明確にしつつ、県内各地域の状況等を踏まえ、幅広い県民の意見を十分に聴きながら設置も視野に入れて検討を進めます。

○ 小中学校における地域と連携した特色ある学校づくり

小中学校における、地域の自然、歴史、文化等を生かし、家庭・地域と連携した特色ある学校づくりを支援します。具体的には、子どもたちが地域の大人や異年齢の子どもたちと共に行う自然体験活動や奉仕体験活動、職場体験活動などの取組を充実します。また、道徳教育や環境教育、伝統や文化に関する教育などの実施にあたり、地域や関係団体等の専門家を講師として招き指導の充実を図るなど、特色ある学校づくりの取組を進めます。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
目標達成を目指して学習に取り組んでいる県立高等学校生徒の割合	59.0%	70%

※ 「学校生活についてのアンケート」で、学校で目標達成を目指して学習等に取り組んでいる県立高等学校の生徒の割合。

※ 学校が生徒の多様なニーズに応じて、特色・魅力ある教育カリキュラムや学習活動の機会を提供することにより、学校生活における生徒の目標・目的意識を高めることが重要であることから、毎年2%程度の増加を目指します。

多様な主体への期待

地域・県民の皆さんへ

- 生徒の多様なニーズに応える、特色・魅力ある学校づくりを進めるためには、地域や県民の皆さんからの幅広いご意見が必要です。ご協力をお願いします。



* 1 総合学科:1994年度(平成6年度)から制度化された高等学校の普通科および専門学科と並ぶ新しい学科。高等学校の必修科目と「産業社会と人間」を原則履修科目とするほかは、生徒が主体的に科目選択ができるよう多様な教科・科目を設置している。また、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程とすることを原則としている。

* 2 単位制:学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる仕組み。

8 開かれた学校づくり

基本的な考え方

○ 地域と一体となった学校づくりの重要性

社会構造が変化し、人々の価値観が多様化する中、「社会全体で子どもたちを育てる」ために、子どもたちが生活の大半を過ごす学校は、教職員と保護者、地域住民が一体となって、自らの教育機能を高めていかなければなりません。

○ 地域の意見を受け止めた学校の改善

そのためには、各学校が、教育活動や学校運営について目標を設定し、その達成に向けた取組について評価を行い、その結果を公表するとともに保護者や地域住民の意見や要望を的確に受け止め、組織的かつ継続的に改善を図っていくことが大切です。

また、より多くの保護者や地域住民に学校への関心を持っていただくためには、各学校において、学校だより等を工夫したりホームページで情報を積極的に発信したりするなどの取組を一層充実させることが必要です。

○ 開かれた学校づくりの推進

こうしたことを踏まえ、教育活動の質的な向上や地域のよさを教育活動に取り入れた特色ある学校の創造等に資するため、保護者、地域住民や学校評議員^{*1}等の学校運営への参画を促進し、教育活動の成果や課題を共有の上、その意見や要望を学校運営に反映していくなど、すべての学校において開かれた学校づくりを推進します。

○ 地域の教育力の活用

学校では、教育内容の充実に向けて、地域の教育力の活用がますます重要となっています。引き続き、教育活動の場に地域の人材を積極的に活用するとともに、より一層地域の教育力を生かして学校を支援する体制を整備する必要があります。特に、地域の方々の貴重な協力を確実に成果につなげることができるよう、目的に応じた取組方法を工夫するなど、学校のニーズと地域の方々の熱意とを円滑にコーディネートする仕組みが必要となります。

また、子どもたち自身が地域に貢献する活動も重要であり、こうした取組を積極的に支援し、子どもたちの豊かな心の育成を図るとともに、地域住民との信頼関係のさらなる向上につなげていきます。

○ 地域に根ざした「学びの拠点」としての学校の活用

学校は地域における「学びの拠点」でもあります。学校の施設、設備や人的資源等の教育機能を地域が幅広く活用できるようにします。

*1 学校評議員：保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くための制度の一つ。教育委員会の判断により学校ごとに置かれるもので、教育に関する理解と識見を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

現状と課題

- 学校評価については、2007年（平成19年）に学校教育法および同法施行規則が改正され、すべての学校において、自己評価の実施と結果の公表が義務づけられるとともに、学校関係者評価の実施と結果の公表に努めることとされました。すでに3割を超える市町教育委員会が学校関係者評価にかかる規定を整備し、評価の実施と公表を義務づけています。
- 学校評議員は、すべての県立学校と95%以上の公立小中学校に設置されています。学校運営の改善につながる充実した運用を行っている学校もありますが、その活用のあり方については、一層の工夫が必要です。
- 保護者や地域住民による学校運営への参画に関しては、2010年（平成22年）10月現在、県内9校がそれぞれの設置者からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{*1}の指定を受けて、地域・保護者・学校が一体となった学校づくりを進めています。
コミュニティ・スクールを導入している学校では、「地域の学校に対する理解が進み、協力を得やすくなった」、「学校運営への具体的な意見が得られるようになった」などの成果が報告されています。

コミュニティ・スクール指定校（指定年月日）

小学校（4校）	津市立南が丘小学校（平成17年12月26日） いなべ市立立田小学校（平成19年6月1日） いなべ市立石樽小学校（平成19年6月1日） 御浜町立尾呂志学園小学校（平成20年5月1日）
中学校（4校）	津市立朝陽中学校（平成19年5月1日） 御浜町立尾呂志学園中学校（平成20年5月1日） 伊勢市立厚生中学校（平成21年10月22日） 伊賀市立城東中学校（平成22年10月1日）
高等学校（1校）	三重県立紀南高等学校（平成19年6月1日）



地域の協力で開催される学校フェスティバル
（志摩市立鵜方小学校）

*1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：保護者や地域住民が、学校の方針決定や教職員の人事について、一定の権限を持って学校運営に関与する新しいタイプの公立学校。教育委員会が指定した学校に学校運営協議会を設置することによって実現する。

- 学校支援地域本部^{*1}は、6市に11本部が設置され、活用されていますが、今後の地域による学校支援の取組には、運営面等における課題も指摘されています。

学校支援地域本部設置数等

年度		H20	H21
本部設置数		11	11
活動するボランティア数(人)		1,598	3,178
対象学校数	小学校	33	33
	中学校	11	11
学校支援コーディネーター数(人)		24	41

- 学校が地域との連携に取り組むことにより、今までにない地域からの応援を受けたり、新たな気づきを得たりする利点がある一方で、教員が他の校務を担当しながらコーディネーター役を担うことが多く、当該教員の負担が大きくなりがちとの課題もあります。
- すべての県立学校と県内の9割を超える公立小中学校が取り組んでいる三重県型「学校経営品質」の考え方と仕組みに基づいた学校経営品質向上活動では、基本理念の1つに「社会との調和」を掲げ、学校も社会の一員として地域に役立つことを目指しています。



*1 学校支援地域本部:学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」。地域住民が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

今後の基本的な取組方向

○ 地域と一体となった学校づくりの推進

各市町教育委員会と連携し、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の円滑な導入を図るとともに、制度を有効に活用できるよう、効果的な運用について実践的な研究を行います。

また、地域の人材によるボランティアとしての教育支援活動が円滑に推進されるよう支援します。

○ 地域の教育力の活用

教育内容の充実や教員の子どもたちと向き合える時間の確保に向けて、地域のすぐれた人材を積極的に活用します。

○ 学校の教育資源の地域への還元

学校の教育資源を地域に還元し、学校に対する住民の関心を高めるとともに、地域の教育力の向上を図ります。

○ 学校経営品質向上活動の取組

各小中県立学校が、学校経営品質向上活動の取組をより充実させ、適切な学校評価と改善活動につなげるとともに、より一層、地域とともにある学校となるよう、支援を行います。

主な取組内容

○ コミュニティ・スクール等の活用

県立学校においては、必置としている学校評議員について、引き続き学校運営の改善に結びつく運用に努めるとともに、特に地域性の強い県立学校についてはコミュニティ・スクールの導入について検討します。また、市町教育委員会に対しては、コミュニティ・スクールの導入および普及・拡大のための支援を行います。



学校運営協議会の会議（紀南高校）

○ 地域の教育力の活用

- 地域住民が自らの学習成果を活用し、ボランティアとして学校を支援する取組を促進するとともに、ボランティア一人ひとりの能力・意欲と学校のニーズを調整するコーディネーターの育成を推進します。

< 5-(2) 地域の教育力の向上の再掲 >

- 卓越した指導力を持つ地域住民を社会人講師や外部指導者として学校に招き、授業や部活動などの教育活動を一層充実させます。

○ 教育資源の地域への還元

- 教員や子どもたちが、地域住民を対象とした公開講座や出前授業、ボランティア活動等を実施し、地域の教育活動に主体的に貢献するなどして、地域における学びの機会の充実を図ります。
- 学校が地域に支えられるだけでなく、体育施設や学校図書館の開放、講座の開設といった、教育資源を地域に還元していく取組を拡大します。
- 「社会との調和」を基本理念の要素として掲げる三重県型「学校経営品質」の一層の浸透・充実を図ります。



高校生による地域公開講座

○ 学校評価システムの充実と浸透

学校評価の質的向上を図るため、学校関係者等による外部評価の取組を拡大するなど、学校評価に基づく改善活動の一層の充実と浸透を図ります。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
コミュニティ・スクールなどに取り組んでいる教育委員会数・割合	11教委 全30教委の36.7%	20教委 全30教委の66.7%

※ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や学校支援地域本部の活動に取り組んでいる教育委員会数。

※ 今後もコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組を推進することが重要と考えられることから、10年後に県内30教育委員会すべてで制度の導入や取組が推進されている状態を目指し、5年後には現在取組のない19教育委員会のうちの半数で取組まれていることを目標とします。

多様な主体への期待

保護者・地域・県民の皆さんへ

- 地域とともにある、地域に開かれた学校として、皆さんと一緒に子どもたちを育むため、学校運営に対して率直なご意見をお寄せいただくとともに、皆さんの積極的な参画をお願いします。



9 学校施設の充実

基本的な考え方

○ 学校の安全性確保の重要性

学校は子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり、子どもたちの自立する力と共に生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持っています。また、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすこと、さらに地域住民の活動拠点にもなることから、安全性の確保がきわめて重要です。

○ 安全・安心な施設づくり

このため、まず学校施設の耐震化を図るとともに、十分な防犯対策や安全対策などを施すことにより、安全性を備えた安心感のある施設づくりを推進します。

○ 施設のバリアフリー化等の推進

また、障がいのある子どもたちの利便性を向上するため、施設のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすく多様な人々の利用に配慮した施設として、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備にも取り組みます。

○ 弾力的な施設づくり

さらに、今後の情報化の進展や学習形態の多様化に対応するため、情報関連設備の増設を可能にするとともに、用途の変更、間仕切りの移動等の方法で学習空間を柔軟に変化させること等により新しい学習課題に対応できる弾力的な施設づくりを推進します。

○ 環境に配慮した学校整備

未来を担う子どもたちが環境問題を身近に感じられるように、学校施設においても、環境負荷の低減や自然とのふれあいを考慮して整備を行うとともに、子どもたちがあたたかみと潤いのある学校生活を送ることができるよう、県産木材等を利用した施設整備を推進します。

○ 地域文化・特性を生かした学校施設の整備

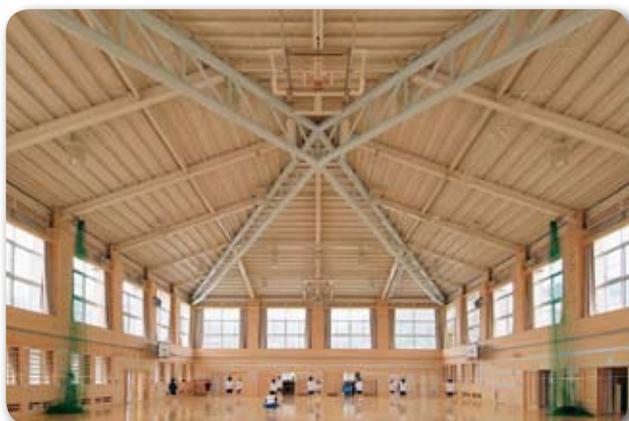
学校は地域住民の活動拠点でもあるとともに、人々の心のよりどころとなるシンボルであることから、地域の方々の意見を聴きながらデザインに工夫を行う等、地域文化・特性を生かした学校施設の整備を、協働して行います。

○ 地域と連携した学校施設の整備・活用

学校は地域住民にとっても身近な公共施設であることから、地域に必要な他の公共施設との複合化の検討を進めます。また、余裕教室や学校としての用途を廃止した施設については、施設の活用方法を地域の方々と共に検討していきます。

現状と課題

- 耐震対策を最重点に取り組んでおり、2010年（平成22年）4月1日現在の耐震化率は県立学校で94.7%、公立小中学校で92.1%と、耐震化は進んでいますが、取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもたちへの安全指導や学校施設の安全点検、整備への取組にもかかわらず、全国的には、依然として子どもの天窓からの転落、校舎のバルコニー手すりの脱落や遊具等の事故が起っています。
- 県立学校および公立小中学校においては、築30年以上の棟が過半数を占め老朽化が進み、保守・維持修繕の必要性が増大しています。このため、施設の老朽化への対応計画を策定し、計画に基づく整備を順次進めていく必要があります。
- 県立学校および公立小中学校では、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がいのある子どもたち等の状況を考慮した学校施設のバリアフリー化を進めています。また、今後は、ユニバーサルデザインの観点からも整備を進めていく必要があります。
- 情報化の進展や電子黒板等の新たな情報機器の導入に対応するためのネットワーク環境等の整備や、個別学習・グループ学習等の多様な学習指導に対応した多目的スペースの整備等を進めていく必要があります。
- 2010年（平成22年）5月1日現在、37小中学校と21県立学校に太陽光発電施設を整備するとともに、県産木材等の利用を推進しており、今後も、環境教育の教材としても活用できる学校施設の整備を進めていく必要があります。なお、校庭の芝生化、校舎等の壁面や屋上の緑化等の整備については、維持管理にかかる課題への対応が必要となります。



自然光で明るい熊野杉を使用した屋内運動場
(熊野市立有馬中学校)



関宿のイメージを生かした中庭(亀山市立関中学校)

今後の基本的な取組方向

○ 耐震化の推進

子どもたちの学習の場であり、災害時には地域の防災拠点の役割を果たす学校施設の耐震化を推進するため、県立学校の耐震化工事を実施します。また、小中学校の耐震化の促進のため、市町の支援を行います。

○ 施設の安全対策・長寿命化

施設の定期点検を実施して修繕の必要な箇所を早期に把握することにより、必要な修繕および改修を適切に行い、施設の安全対策を講じるとともに長寿命化を図ります。

○ 施設のバリアフリー化

障がいのある子どもたち等が安全かつ円滑に学校生活を送ることのできるよう、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づく整備にも取り組みます。

○ 環境に配慮した学校づくりと快適性の向上

省エネルギーに配慮した施設整備や木材を活用したあたたかみと潤いのある学習環境の確保を図るとともに、学習環境の快適性の向上に取り組みます。

主な取組内容

○ 耐震化の推進

県立学校においては、2013年度(平成25年度)までに耐震化を完了するよう整備を進めます。また、市町においても早期に耐震化が推進されるよう、計画に基づいた整備を支援します。

○ 施設の安全対策・長寿命化

県立学校において、施設に関する各種点検を実施するとともに、外壁や屋上防水等の必要な修繕・改修を実施していきます。

○ 施設のバリアフリー化

県立学校では、洋式トイレ、多機能トイレ、スロープ、エレベーターの設置を計画的に実施していきます。また、市町においてもバリアフリー化が推進されるよう支援します。

○ 太陽光発電施設の整備

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設づくりを行い、環境教育の教材としても活用するため、県立学校に太陽光発電施設を順次設置していきます。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
県立学校の身体障がい者等対応エレベータ設置率	42.9% (2009年度)	60%

※ 身体障がい者等対応エレベータを設置している県立学校の割合。

※ 県立学校において毎年度1校～2校程度の整備を行うことを目標として、2015年度中に60%の設置率とすることを目指します。

多様な主体への期待

地域の皆さんへ

- 学校は子どもたちの学びの場であるとともに、災害発生時には応急避難場所としての役割を果たす重要な施設です。
地域等の活動でご利用の際には、適切な利用をお願いします。

